

# 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図の告示・公表について

## 概要

○ 市町村が作成する洪水ハザードマップ等の基本となる「洪水浸水想定区域図」及び「水害リスク情報図」を5月26日に告示・公表

＜洪水浸水想定区域図とは＞

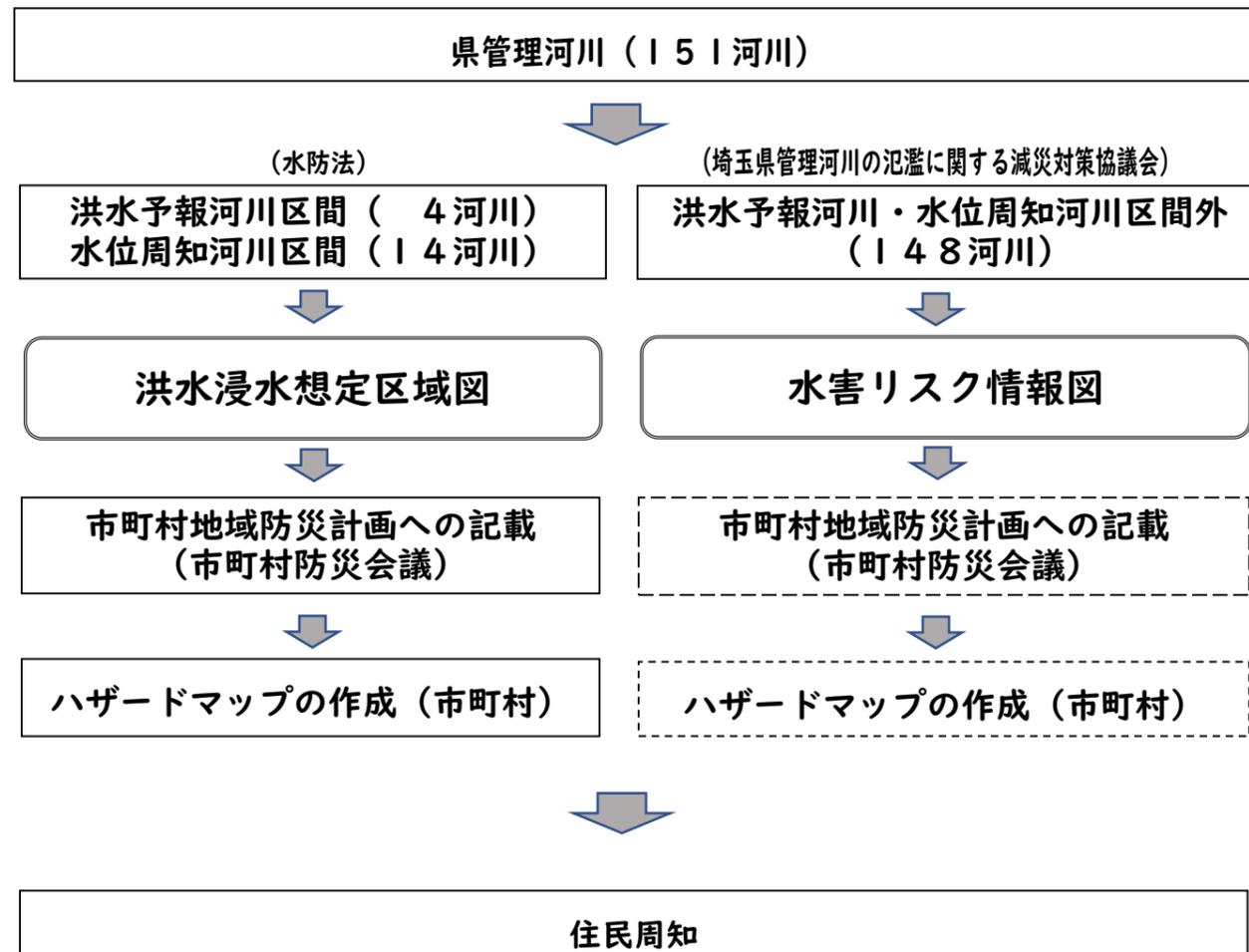
水防法に基づくもの

従前の「河川整備において基本となる降雨」を想定した浸水区域図のほか、今回より「想定最大規模の降雨」による浸水区域図等を新たに作成

＜水害リスク情報図とは＞

「埼玉県管理区間の氾濫に関する減災対策協議会」で定めた取組方針に基づき、洪水浸水想定区域図ではカバーしない河川区間を対象に、同様の内容のものを県独自に新たに作成

## 体系



## 図面の種類

※図面総数190枚（17河川+18流域[秩父上流域4分割]）×5種類

- ① 浸水が想定される区域及び水深（想定最大規模降雨）
- ② 浸水継続時間（想定最大規模降雨）
- ③ 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）
- ④ 河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）
- ⑤ 浸水が想定される区域及び水深（計画規模降雨）

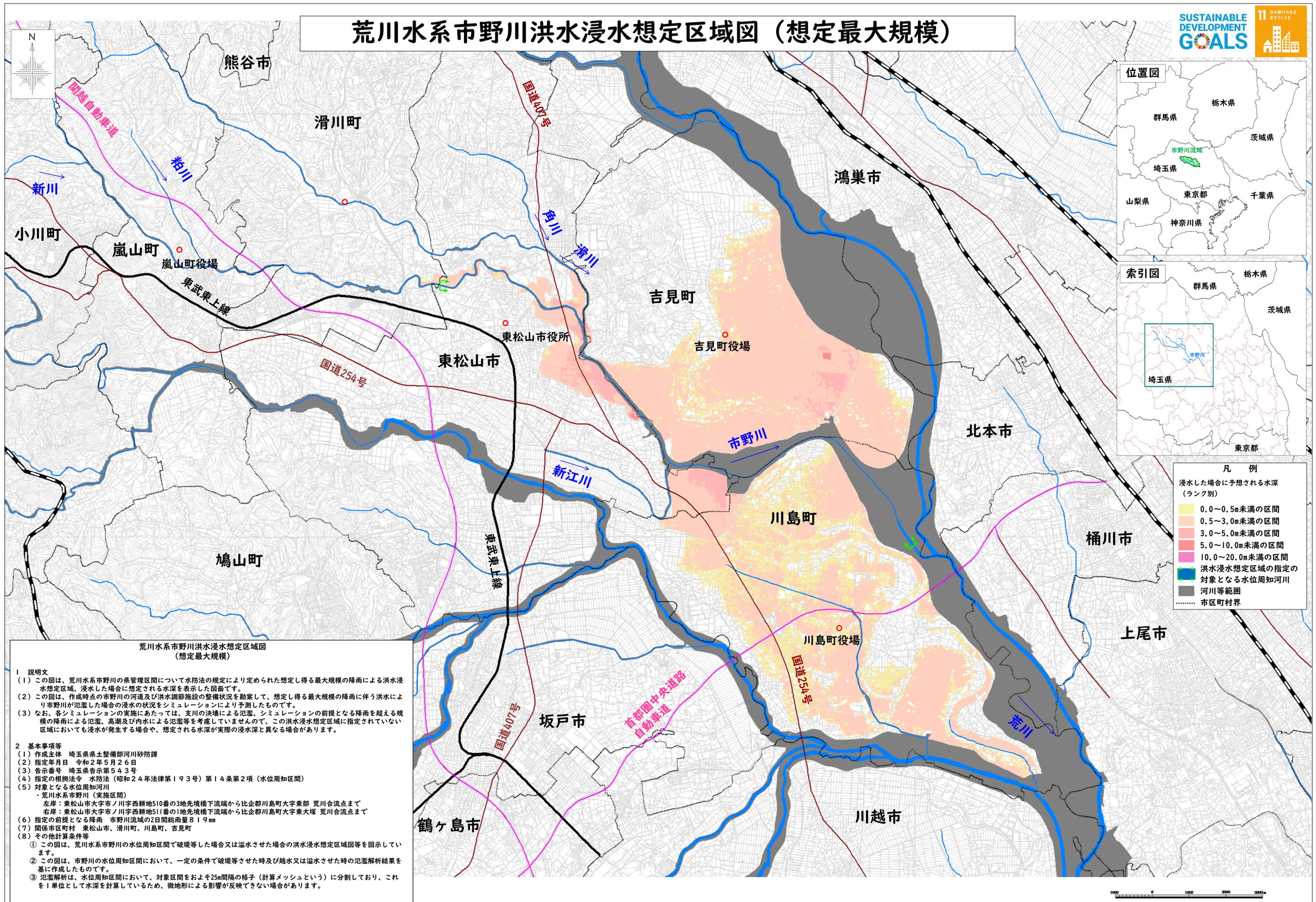
## 告示・公表後の取組

- 洪水浸水想定区域図等の図面電子データの提供（6月～）
  - ・ 市町村のハザードマップ改良に向けた図面電子データの提供
- 不動産取引業界への周知（6月上旬）
  - ・ 不動産取引時における洪水浸水想定区域図等の活用依頼
- 市町村別水害リスク情報図（水害リスク情報図を市町村ごとに縮尺を拡大し、高画質とした図面）の送付（7月～）
  - ・ 洪水ハザードマップ作成・改定までの間、住民等に浸水リスクを周知
- 洪水浸水想定区域図等の図面電子データの各種システムでの運用（10月予定）
  - ① 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）
    - ・ 自宅や事業所などにおいてピンポイントに、氾濫が生じた場合の浸水深や浸水継続時間について確認
  - ② 重ねるハザードマップ
    - ・ 災害リスク情報（洪水・土砂災害）などを地図に重ねて表示
  - ③ 国土数値情報ダウンロードサービス  
シェープデータ形式データ等を公開
  - ④ 統合災害情報システム（DiMAPS）
    - ・ 実災害と一緒に浸水範囲を確認



地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）

# 荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



凡例

浸水した場合に予想される水深（ランク別）

0.0～0.5m未満の区間
0.5～3.0m未満の区間
3.0～5.0m未満の区間
5.0～10.0m未満の区間
10.0～20.0m未満の区間
洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
河川等範囲
市区町村界

荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

1 説明文

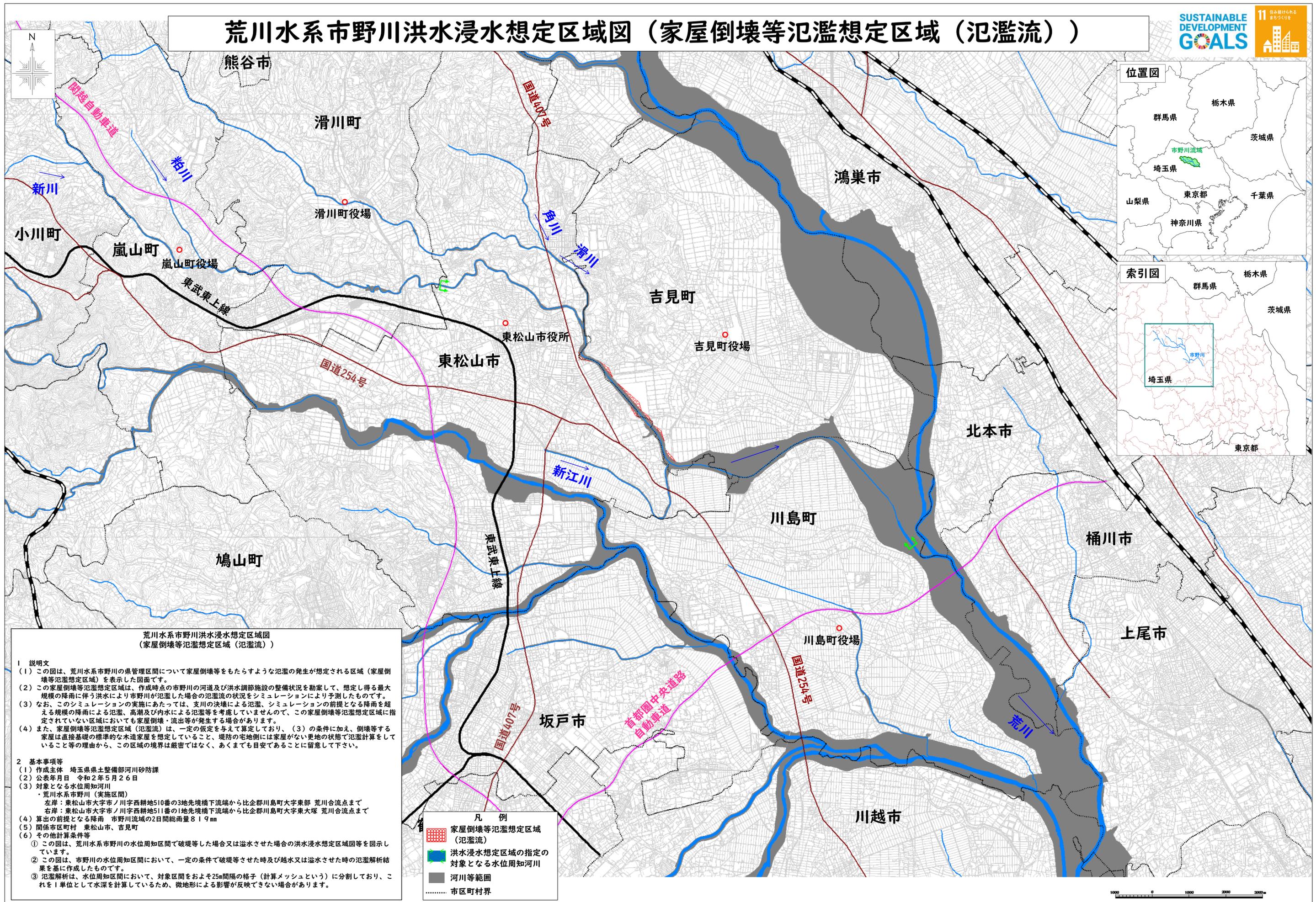
- この図は、荒川水系市野川の県管理区間について水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- この図は、作成時点の市野川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により市野川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- なお、各シミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- 作成主体 埼玉県土木整備部河川砂防課
- 指定年月日 令和2年5月26日
- 告示番号 埼玉県告示第543号
- 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項（水位周知区間）
- 対象となる水位周知河川
  - 荒川水系市野川（実施区間）
    - 左岸：東松山市大字市ノ川字西耕地510番の3地先境橋下流端から比企郡川島町大字東部 荒川合流点まで
    - 右岸：東松山市大字市ノ川字西耕地511番の1地先境橋下流端から比企郡川島町大字東大塚 荒川合流点まで
- 指定の前提となる降雨 市野川流域の2日間総雨量819mm
- 関係市区町村 東松山市、滑川町、川島町、吉見町
- その他計算条件等
  - この図は、荒川水系市野川の水位周知区間で破堤等した場合又は溢水させた場合の洪水浸水想定区域図等を図示しています。
  - この図は、市野川の水位周知区間において、一定の条件で破堤等させた時及び越水又は溢水させた時の氾濫解析結果を基に作成したものです。
  - 氾濫解析は、水位周知区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。



# 荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

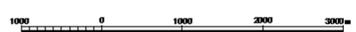


荒川水系市野川洪水浸水想定区域図  
（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

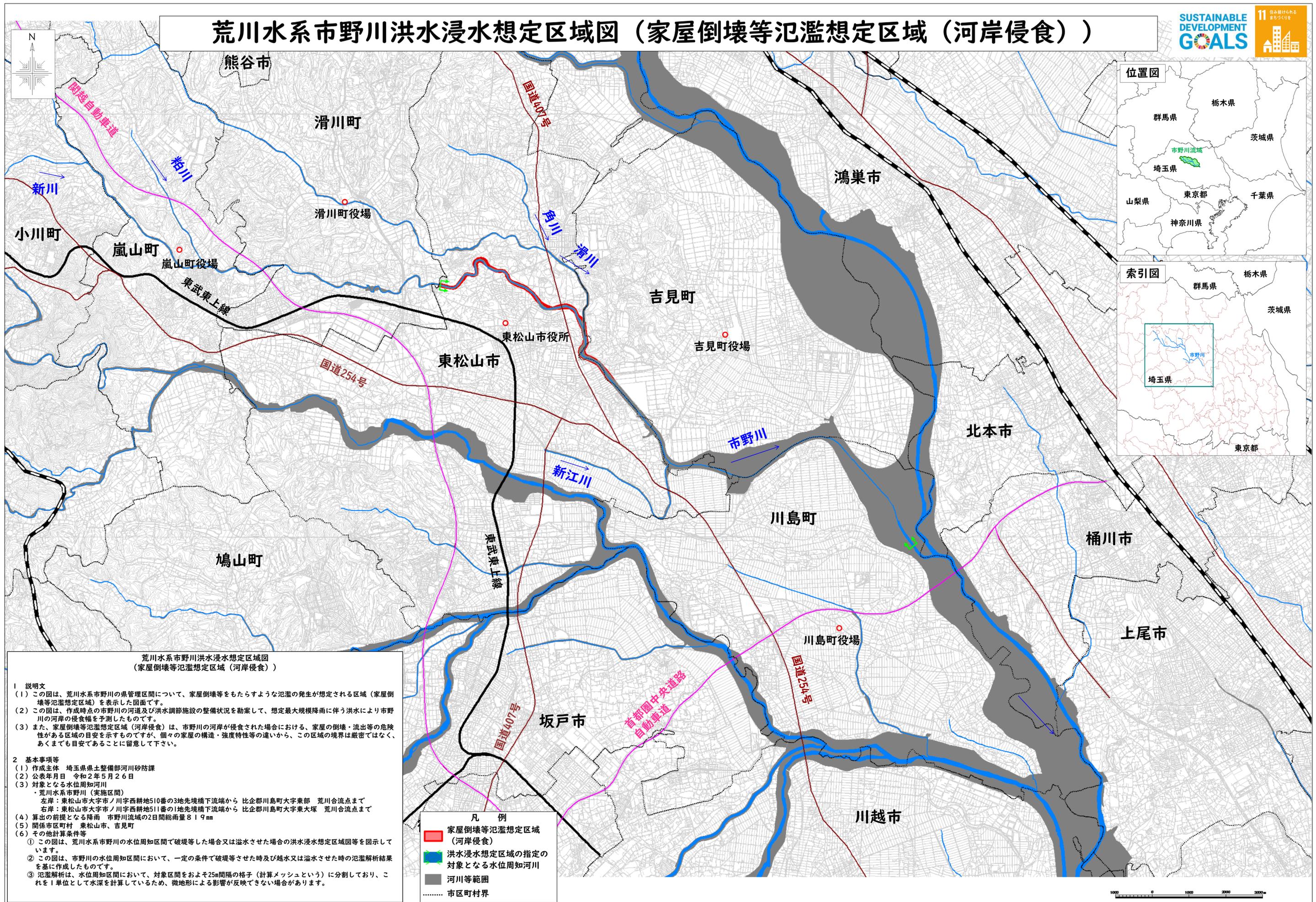
- 1 説明文
- (1) この図は、荒川水系市野川の県管理区間について家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、作成時点の市野川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により市野川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
  - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 埼玉県土木整備部河川砂防課
  - (2) 公表年月日 令和2年5月26日
  - (3) 対象となる水位周知河川
    - ・荒川水系市野川（実施区間）
    - 左岸：東松山市大字市ノ川字西耕地510番の3地先境橋下流端から比企郡川島町大字東部 荒川合流点まで
    - 右岸：東松山市大字市ノ川字西耕地511番の1地先境橋下流端から比企郡川島町大字東大塚 荒川合流点まで
  - (4) 算出の前提となる降雨 市野川流域の2日間総雨量81.9mm
  - (5) 関係市区町村 東松山市、吉見町
  - (6) その他計算条件等
    - ① この図は、荒川水系市野川の水位周知区間で破堤等した場合又は溢水させた場合の洪水浸水想定区域図等を図示しています。
    - ② この図は、市野川の水位周知区間において、一定の条件で破堤等させた時及び越水又は溢水させた時の氾濫解析結果を基に作成したものです。
    - ③ 氾濫解析は、水位周知区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 市区町村界



# 荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））



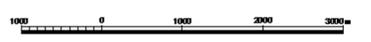
**荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））**

1 説明文  
 (1) この図は、荒川水系市野川の県管理区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。  
 (2) この図は、作成時点の市野川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により市野川の河岸の侵食幅を予測したものです。  
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、市野川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることを留意して下さい。

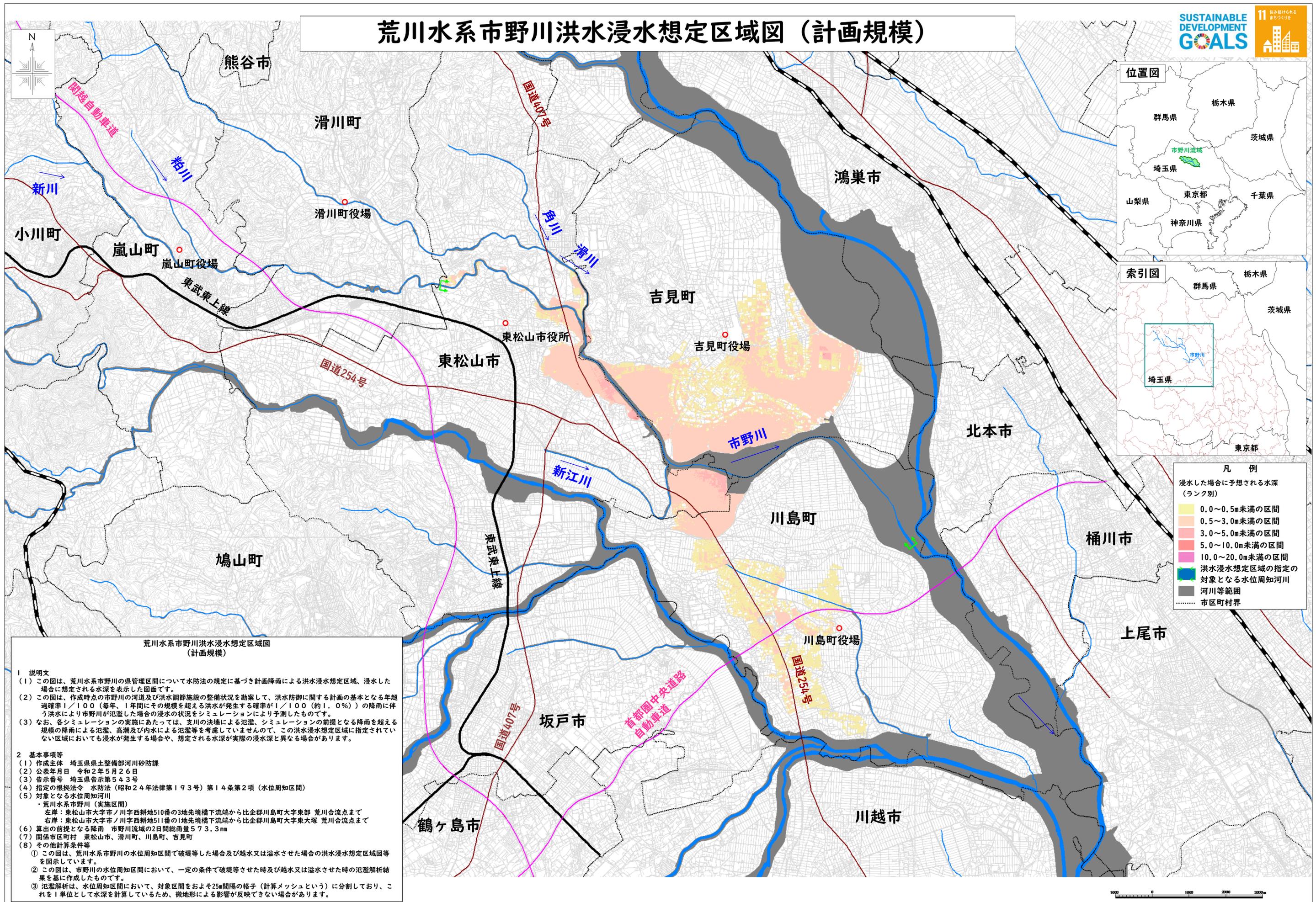
2 基本事項等  
 (1) 作成主体 埼玉県土木整備部河川砂防課  
 (2) 公表年月日 令和2年5月26日  
 (3) 対象となる水位周知河川  
 ・荒川水系市野川（実施区間）  
 左岸：東松山市大字市ノ川字西耕地510番の3地先境橋下流端から 比企郡川島町大字東部 荒川合流点まで  
 右岸：東松山市大字市ノ川字西耕地511番の1地先境橋下流端から 比企郡川島町大字東大塚 荒川合流点まで  
 (4) 算出の前提となる降雨 市野川流域の2日間総雨量81.9mm  
 (5) 関係市区町村 東松山市、吉見町  
 (6) その他計算条件等  
 ① この図は、荒川水系市野川の水位周知区間で破堤等した場合又は溢水させた場合の洪水浸水想定区域図等を図示しています。  
 ② この図は、市野川の水位周知区間において、一定の条件で破堤等させた時及び越水又は溢水させた時の氾濫解析結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫解析は、水位周知区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

**凡例**

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 市区町村界



# 荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（計画規模）



位置図



索引図



凡例

浸水した場合に予想される水深（ランク別）

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間
- 10.0～20.0m未満の区間
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

荒川水系市野川洪水浸水想定区域図（計画規模）

1 説明文

(1) この図は、荒川水系市野川の県管理区間について水防法の規定に基づき計画降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この図は、作成時点の市野川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100（約1.0%））の降雨に伴う洪水により市野川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、各シミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 埼玉県土木整備部河川砂防課

(2) 公表年月日 令和2年5月26日

(3) 告示番号 埼玉県告示第543号

(4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項（水位周知区間）

(5) 対象となる水位周知河川

- 荒川水系市野川（実施区間）
- 左岸：東松山市大字市ノ川字西耕地510番の3地先境橋下流端から比企郡川島町大字東部 荒川合流点まで
- 右岸：東松山市大字市ノ川字西耕地511番の1地先境橋下流端から比企郡川島町大字東大塚 荒川合流点まで

(6) 算出の前提となる降雨 市野川流域の2日間総雨量573.3mm

(7) 関係市区町村 東松山市、滑川町、川島町、吉見町

(8) その他計算条件等

① この図は、荒川水系市野川の水位周知区間で破堤等した場合及び越水又は溢水させた場合の洪水浸水想定区域等を図示しています。

② この図は、市野川の水位周知区間において、一定の条件で破堤等させた時及び越水又は溢水させた時の氾濫解析結果を基に作成したものです。

③ 氾濫解析は、水位周知区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

河 砂 第 1 1 2 号  
令和 2 年 6 月 3 日

関係市区町村の長 様

埼玉県県土整備部河川砂防課長  
(公印省略)

洪水浸水想定区域の指定及び水害リスク図の公表について (通知)

県の河川砂防行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび県では、水防法第14条の規定に基づき、県が管理する洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を指定しました。

また、水防法に義務付けられていない県管理河川の区間についても、同様の内容からなる水害リスク情報図を公表しました。

貴職におかれましては今後、洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図を基に洪水ハザードマップの作成をお願いいたします。

洪水浸水想定区域図等については、下記ホームページより御確認をお願いいたします。また、数値データにつきましては、準備ができ次第送付いたします。

その他、御問合せや御相談については、下記技術相談窓口までお願いいたします。

記

埼玉県内における洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/>

【担当 (技術相談窓口)】

埼玉県県土整備部河川砂防課防災担当

電 話 : 0 4 8 - 8 3 0 - 5 1 3 7

F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 6 5

E-mail : a5120@pref.saitama.lg.jp

河砂第216号  
令和2年7月31日

各市町村 水防担当課長 様

埼玉県県土整備部河川砂防課長(公印省略)

市町村別水害リスク情報図について(送付)

県の河川砂防行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月22日付け河砂第200号で通知したとおり、市町村別水害リスク情報図(洪水浸水想定区域図等を市町村ごとに縮尺を拡大し、高画質とした図面)を送付します。

洪水ハザードマップの作成・改定までの間、ホームページへの掲載や各戸配布、公共施設での掲示などできる限りのあらゆる方法により、本図を活用し、住民等に浸水リスクを周知していただきますようお願いします。

併せて、洪水ハザードマップの作成・改定を加速させ、できる限り早急に公表・配布するようお願いします。

県では河川砂防課内に技術相談窓口を設置し、洪水ハザードマップ作成用の図面電子データの提供のほか、技術的な助言など積極的なサポートを行っていますのでご活用下さい。

なお、図面電子データの提供については、現在29市町で完了しています。全市町村に一日でも早く本データを提供すべく、未了の市町村におきましては、下記までご連絡をお願いします。

担当：河川砂防課防災担当【技術相談窓口】 佐々木、關口

電話：048-830-5137

E-mail：a5120@pref.saitama.lg.jp

河砂第122号  
令和2年6月4日

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会会長  
(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部本部長 } 様

埼玉県県土整備部河川砂防課長

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等の活用について（依頼）

県の河川砂防行政につきまして、日頃より格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、県では、別紙1のとおり想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図を5月26日に公表しました。

今後、関係する市町村では上記図面を基に洪水ハザードマップの見直しが行われます。

貴協会の会員におかれましては、別紙2のとおり不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について御協力いただいているところですが、洪水ハザードマップが見直されるまでの間、ハザードマップの他に洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図を活用していただくように周知をお願いいたします。

県が公表した洪水浸水想定区域図等の内容についてのお問合せは、下記技術相談窓口までお願いいたします。

担当及び技術相談窓口

河川砂防課 防災担当

電話：048-830-5137 FAX：048-830-4865

E-mail: a5120@pref.saitama.lg.jp